

# 令和3年 第4回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和3年4月27日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室

3. 出席委員 11名

会 長 7番 縣 次 男  
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏  
3番 高 田 英  
4番 大 野 重 利  
5番 江 藤 国 子  
6番 式 田 信 一  
8番 佐 藤 孝 雄  
9番 佐 藤 一 富  
10番 麻 生 秀 昭  
11番 佐 藤 富 雄

4. 欠席委員 なし

5. 議事参与が制限された委員数 0名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について
- ④ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ⑤ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑥ 非農地証明の発行について
- ⑦ 空き家に付随した農地の指定について
- ⑧ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑨ 農業振興整備計画（変更）について
- ⑩ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中11名の出席で会議規則第8条により総会は成立しています

ので、只今より令和3年 第4回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。  
会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全員  
異議なし

議長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。  
次に、会議録署名人の1名を指名します。  
本日の会議録署名委員は、議席番号6番 式田 信一委員さんをお願いしたいと思います。宜しくをお願いします。  
次に、採決についてお諮りします。  
これから、採決します日程第1から第10までの全ての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

全員  
異議なし

議長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。  
農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする事となっていますので、よろしくをお願いします。

日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」  
(議案第1号～5号 5件)

議長

続きまして、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議長

議案1号から5号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思っております。よろしくお願いたします。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第6号～10号 5件)

議長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、5件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議長

議案6号・7号について、議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

議案番号6番・7番、同じ所なので一括で説明したいと思います。坂本です。

受人は、今小松台の方で野菜を作っていて、柿原の方とかでも結構広く作っておられます。ネギとか里芋とかで、米は一切作っておられません。

それで、申請地が大津留の下瀬口という所なんですけど、6号の渡人は次男で7号の渡人は長男で、相続した時に二人に分かれていたんですが、受人が両方共いっぺんに家まで全部まとめて買いたいという事で、契約したそうです。

別に問題はないと思います。以上です。

議長

それでは、説明が終わりましたけども、議案6号・7号、一括して質問があればお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案6号・7号2つの案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この2つ案件 承認致します。

議長

続きまして議案8号ですが、議席番号3番 高田 英委員より説明をお願いします。

3番 高田 英 委員

はい、2号議案の合意解約あったものに関連する事案です。渡人は元県の職員で、ずっと受人が昔から作っていた土地を今回売買で話がまとまったという事で、申請がありました。

受人は、水稻中心に5万㎡経営している状況なので、別に問題ないと思います。宜しくをお願いします。

議長

それでは、この議案8号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

質問がない様ですので、この議案8号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案9号ですが、議席番号5番 江藤 国子委員より説明をお願いします。

5番 江藤 国子 委員

場所は、湯布院町川西のデイリーストアの横の県道11号線を上がった所です。  
譲渡人は、73歳で58年前に住所を湯布院町から福岡県に移転しました。平成17年に相続によって農地を取得しました。現在、中津市に住んでおり、休みの度に湯布院に戻って農作業していましたが、高齢により農業が出来なくなったので、自宅と農地を含めて全て、譲受人に売買します。

受人は20代の頃に湯布院で農業を始めて、30年間農業をしていましたが、体調を崩して全て農地を売却してしまいました。現在、体調も回復した事により、渡人の自宅に移り住んで、また農業をやりたいとの事です。農業経験もあって、問題ないと思われれます。以上です。

議 長

それでは、この議案9号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案9号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案10号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

説明します、坂本です。受人は以前から渡人の田を耕作しておりました。ちょうど、受人の家の真ん前で、他の人に買ってもらうと困るという事で、売買で譲り受けたそうです。別に問題はないと思います。

議 長

それでは、この議案10号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案10号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について」

(議案第11号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第3 農地法第4条の規定による一時転用の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

議案11号ですが、議席番号9番 佐藤 一富委員より説明をお願いします。

9 番 佐藤 一富 委員

国道を大分の方に行った鬼崎橋のそばで、旧道と国道の間です。ここだけ一段低い形になっていて、それで埋め土をしないとどうしようもないということで申請がありました。

議 長

それでは、この議案 11 号につきまして、質問があればお願い致します。  
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案 11 号案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第4 「農地法第4条の規定による許可申請について」  
(議案第12号～14号 3件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、3件あります。  
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは議案 12 号・13 号は申請人が同一でございますので、議席番号 3 番 高田 英委員さん説明をお願いします。

3 番 高田 英 委員

12 号は、貸駐車場用地となっております。これは、湯布院病院のすぐ下のところ  
です。湯布院病院が、県下で新型コロナワクチンの保管場所 3 箇所の中に指定されて  
おりまして、そういった関係で今後多く来客が見込まれるということで、病院の駐車  
場はあるんですが出来るだけ遠いところに従業員の駐車場を確保して近場に来客者の  
駐車場を確保したいということで話が合ったということで、ここを貸駐車場にしたい  
ということでございます。砂利敷きになりますので雨水などは自然浸透ですので別段  
問題はないと思います。

13 号は全然違う目的ですけど続けて説明していいですか？じゃあそのまま説明し  
ます。

13 号もその近くの場所ですが、道路に面した所の約 16 m<sup>2</sup>の小さな農地でござい  
ます。これ多分、補助整備かなんかやった時の残地としてずっと残っていたのではな  
いかと思います。

近隣の方が、この地域のゴミステーションが無いという事で、どうしてもここを活  
用したいという事で、何年前かからゴミ箱をもうすでに置いているという事です。ま  
あ農地としても活用出来ないし、こういう状況でありますので、問題ないと思いま  
す。宜しくをお願いします。

議 長

それでは、この議案 12 号・13 号について、一括してご質問があればお願いしま

す。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、議案12号・13号につきまして、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この2つの案件 許可相当と認めます。

続きまして議案14号ですが、議席番号4番 大野 重利委員さんより説明をお願いします。

#### 4番 大野 重利 委員

それでは、説明します。申請者なのですが、地図は16ページをご覧ください。

もともと申請者は、この土地のすぐ横に2階建ての住居を持っているのですが、この部分を開発することになるので、住宅を農地の方に移転するという申請になっております。

現地確認では、排水等々道路も問題ありませんでしたので、印鑑をついてきましたが、皆さんの承諾を得たいと思います。以上です。

#### 議 長

それでは、この議案14号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、議案14号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

### ■日程 第5 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」 (議案第15号～20号 6件)

#### 議 長

続きまして、日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、6件あります。事務局より説明をお願いします。

#### 事 務 局

日程第5 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

#### 議 長

それでは議案15号について、議席番号1番 坂本 成一委員さんより説明をお願いします。

#### 1番 坂本 成一 委員

15号を説明致します、坂本です。地図では19ページから23ページにあります。この受人は近くに親と一緒に住んでいるんですけど、自分の家を建てたいという事で、渡人の分筆した土地を購入して家を建てるという事でありまして。22ページの地図を見て判る様に、田んぼが長いんです。多分これ3つくらい分筆してると思っています。一

番入口の土地を受人が購入したいという事であります。別に問題ないんじゃないかなと思います。お願いします。

議 長

それでは、この議案15号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案16号ですが、議席番号1番 坂本 成一委員さんより説明をお願いします。

1番 坂本 成一 委員

議案番号16号説明致します、坂本です。この2人の渡人の土地に受人の社会福祉法人が、今ある施設を移転させたいということです。児童養護施設の方は建ててから相当年数がたっていて建て替える時期に来ているし、今建っているところは借地で建てさせてもらっているというようなことです。障害者福祉施設は山の上にあります、児童とかおりますので支援学校が近い東長宝の方に移して建て替えたいということです。この上には法人が運営する保育園と老人ホームがあります。もうこの一帯をこの法人が取り仕切ってしまうんじゃないかなって思うぐらいです。別に問題ないと思います。

議 長

それでは、この議案16号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この16号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案17号について、議席番号9番 佐藤 一富委員さんより説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

図面の29ページ、市の消防本部と生コン屋の間の土地です。細い道を入るところですが宅地にしたいということで申請が出てます。所有者ももう処分してしまいたいということでした。よろしくをお願いします。

議 長

それでは、この議案17号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、17号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めま

す。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案18号・19号は、私（議席番号7番 縣 次男委員）の管轄なので説明致します。

## 2番 縣 次男 委員

地図の方は、34・35ページをご覧ください。18号・19号の渡人は親子です。この土地、狭い田が何枚かありまして、能率も悪くちょっと野菜を植えたり、梅の木を植えたりしていたんですけど、今度売買の話がありまして、親子で売る事に決定したそうです。特に問題はないかなと思っております。

## 議 長

この18・19号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、18号・19号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案20号について、議席番号9番 佐藤 一富委員さんより説明をお願いします。

## 9番 佐藤 一富 委員

場所と致しましては警察の南署に向けて挟間から走った先のゴルフの打ちっぱなしがある近くです。元々蓮根畑とか米を作るような土地でもないので所有者も売りたいということで話がまとまったようであります。

よろしくおねがいします。

## 議 長

20号の案件につきまして、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この20号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

## ■日程 第6 「非農地証明の発行について」

(議案第21号～23号 3件)

## 議 長

日程第6 非農地証明の発行について、3件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第6 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議長

それでは議案21号からですが、この案件につきまして質問があればお願い致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

この20年という場合は、どうやって判断されるんですか？経過しているというなんか証拠というか。これはもう申請人が言うのだけ？

事務局

基本的には、申請人からの聞き取りとその他、状況とか客観的な資料があればそこらへんを確認する様にしています。ここについては、母屋が明らかに20年以上経過しているような状況であるというところと、道路の状況とかあたりから20年以上という事で確認をしている様にしています。なので、建物等であれば建物登記で確認であるとか聞き取りであるとかそういったあたりで総合的な判断をしていく事になると思います。

議長

21号の案件ですが、他にご質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この21号の案件 非農地証明の発行を決定致します。

続いて議案22号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続きまして、議案23号についてご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいという人の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

■日程 第7 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案第24号～25号 2件)

議 長

日程第7 空き家に付随した農地の指定について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第7 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明

議 長

議案24号について、質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案24号の案件 指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この空き家の付随農地として指定する事に致します

続きまして、議案25号につきまして、質問があればお願い致します。

質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案25号の案件 指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この空き家の付随農地として指定する事に致します

■日程 第8 「農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)」

(議案第26号～46号 21件)

議 長

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定) 21件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程 第8 農用地利用集積計画の決定について (貸借権設定)、議案朗読説明。

議 長

では議案26号から46号まで、質問があればお願い致します。

ご質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案26号から46号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この全て案件 承認致します。

■日程 第9「農業振興整備計画（変更）について」

（議案第47号 1件）

議 長

日程 第9 農業振興整備計画（変更）について 1件あります。事務局より説明をお願いします。

農 政 課

日程 第9 農業振興整備計画（変更）について、議案朗読説明。

議 長

今、農政課から説明がありましたけど、この案件につきまして、質問があればお願い致します。

（3番 高田 英 委員より挙手有り）

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

期間的には、どれくらいかかるんですか？市の独断ですか？

農 政 課

流れとして、公告縦覧が1週間、これは期間短縮していいという特例がありまして、公告縦覧1週間、異議申し立て期間14日間、それから大分県の方に法定協議を出します。それが、あと2・3日で済むと思いますので、そんなに時間がかからない。

3番 高田 英 委員

1ヵ月？外してから転用っちいうか、許可証を出してかかるっちいう事？

事 務 局

今の見込みとしては、県との法定協議が終わるのが、5月中には終わるだろうという見込みでいます。その後・・・

3番 高田 英 委員

今まで前やりよったように非農地証明を農振かかっているとしても出せると言えば、そのかたちでやった方が早かったのでは？

事 務 局

ここ自体が、災害を受けてない。被災したのはこの農地ではない。ちょっと上にある元々有った家が、上に通っていた水路の水で壊れて、その土地に建て替えが出来ないから、その土地に建てるという話なんです。で、ここの土地はまだまっとうな農地なので、ここの土地が被災した訳ではないけど、災害に伴う建て替えで特例的な処理で短縮を行っているという話です。

議 長

他にご意見はないでしょうか？

（5番 江藤 国子 委員より挙手有り）

江藤委員さんどうぞ。

5番 江藤 国子 委員

すみません、なんか基盤整備したすごくいい所なので、もったいない気がして、この人いっぱい耕しているんだったらここ以外に向かい側とかいっぱいあるじゃないかなと思うんですけど。

事務局

向かい側というところ？

5番 江藤 国子 委員

向かい側のマルチが何本か建ってるようなところ。

局長

道の下土地は段差があるんです。急傾斜地。写真ではわかりにくいけどものすごい急傾斜地。上に水路が通っていて、どこに建てても水路の水が来そうだから、この下の方の土地に来たという。

事務局

確かに申請地の西側に田んぼはあるんですけど、他の所の方が法面が高くて、有効面積というか家を建てれる面積がかなり狭いとか、条件がいい所がここ以外無かったので、やむを得ずとなっています。確かに圃場整備田ではあるんですけども、一応県の方と協議をして、今回は事情もあるし、ここをやる事については一応了解というか確認を取ったうえで、話を進めております。

議長

他にご意見はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、日程9の箇所番号1の除外につきまして、意見なしとして答申しても良い委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 意見なしとして答申致します。

■日程 第10 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」  
(議案第48号 1件)

議長

続きまして、日程第10 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第10の農地法第3条です。本日お配りしている追加議案をお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請(追加分)について、議案朗読説明。

議長

議案48号について、議席番号8番 佐藤 孝雄委員より説明をお願いします。

8番 佐藤 孝雄 委員

説明というより、今事務局が言った通りです。そういうことで宜しくお願いします。

議 長

それでは、この議案48号につきまして、質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案48号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

その他で、事務局何かあれば。

(3番 高田 英 委員より挙手有り)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

24号議案の先程1筆外した、田んぼが墓地になっていた件なんですけど、こういう場合実際はどうなる？

事 務 局

墓はですね、埋葬法の関係で新たに本当は建設出来ないんですけど。

3番 高田 英 委員

農地台帳に載ってるか載ってないかという所もあるかと思うけど…。

事 務 局

みなし墓地かどうかって話もあるんで、正直かなり厳しいんです。

事 務 局 長

地目が墓地に国調の時に変わってる所もあるけど、実際は許可が出ないから、雑種地とか畑の隅っこに建ててるのは、登記上は墓地と登記されてないのは・・・

3番 高田 英 委員

このままにしても悪いけど、地目の変えようもないってことやな。

事 務 局

ここについては、申請者に聞き取りをしたら、今墓終いの手続きを進めていて、今年の作付け後の秋に墓終いをする。一応農地に戻して、農地に戻した後に売買をやる予定と聞いております。ここについては解消されるんですけど、一般的にはどうしようもない案件もあります。

事 務 局 長

国調の時に認めてるやつは墓地で登記されているけど、ほとんどは墓地で認められてないので

農地のまんま。農地のままの方が断然多いと思う。ちゃんと墓地になっている方が少ない。

霊園とか特殊なのは、県知事許可とか取ってやるんでしょうけど、普通の一般の墓地というのは、許可が出ない様です。

議

長

以上で会議規則第7条による議案審議は終了します。

審議、お疲れ様でした。